

暴力団とはいかなる組織なのか — 企業防衛の観点から

吉村 伸一
YOSHIMURA Shinichi

1. はじめに

近年、とみに暴力団排除に関する国民的関心や社会的要請が高まってきている。相撲界や芸能界を揺るがした事件も記憶に新しいが、そもそも暴力団とはどのような組織なのか、暴力団からどのように企業組織を守ればよいのかという暴力団排除に関する研究事例は稀で、実地に基づいて検証した例は極めて少ない。暴力団組織とはいかなるものかについて、その成立の歴史的背景や組織特性を踏まえながら、企業防衛の観点からアプローチする。

2. 反社会的組織である暴力団とは

(1) 反社会的組織の定義

①反社会的組織とは

平成 19 年 6 月、犯罪対策閣僚会議において「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」⁽¹⁾ が策定された。指針では「反社会的勢力」とは具体的にどのような組織を指すのかについて、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人である」としている。しかしながら「経済的利益を追求する集団もしくは個人」だけが反社会勢力ではなく、実際には「経済的利益」を追求しない極左暴力集団の如き反社会的勢力も存在しており、このような反社会的組織が企業を標的とする可能性があり得る。反社会的勢力を「経済的利益追求を迫及する組織若しくは集団」に限定する犯罪対策閣僚会議の考え方に筆者は同意できないが、経済的利益を追求することを目的とするか否かによって「反社会的勢力」を区分して考えることには理由がある。それは組織の活動目的の違いに伴い、組織特性、行動様式、企業攻撃の目的、様態が異なるからである。以上の点から、本稿では反社会的組織を広く「暴力、威力と詐欺的手法を駆使し経済的利益または特定の主義主張、思想を主体とした国家、社会の実現を図ろうとする組織」と定義するとともに、本研究が対象とする暴力団をこのような反社会的組織の一部と位置付けた上でその特性について述べる。

②暴力団の定義

暴力団の不当要求行為の内容を見ると、ほとんどの場合、暴力団が行為主体となって企業組織に暴力や恐怖心を背景にした金品等の経済的利益を目的とした要求行為を行っていることが判る。このような不法行為の禁止と抑制による社会利益の実現を目的とした法律が、平成4年施行の「暴力団対策法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）」（以下、「暴対法」という）である。本法によって初めて暴力団の定義が定められ、暴力団が反社会的団体であることが法律で明確に規定された。暴対法では、暴力団の存在を法律により明文化して規定したものであり、その規制と予防によって市民の社会生活の安寧と、国民の自由と権利を保護することを目的とする旨定めている。また、暴力団の定義を本法では「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と規定している。反社会的勢力による企業攻撃についてはほとんどが暴力団によるものであり、暴力団組織なるものを明確に規定し、暴力団の脅威から市民の社会生活の安寧と、国民の自由と権利を保護することを目的とした本法が制定された意義は少なくない。

(2) 暴力団の組織特性

①何ゆえ反社会的と言われるのか

今一度、ここで反社会的勢力の反社会性について考えてみる。まず、反社会的勢力、反社会的組織は何ゆえに「反社会的」であるのかという点について。反社会的の「反」は、社会に反逆、反抗する組織という意味であるが、具体的には社会規範である法に反する行為、つまり不法行為によって、その組織目的を実現する組織及び集団と定義できる。

暴力団は、つまるところその組織を維持し、その組織の構成要員の生活を守るための経済的利益を確保することが第一目的であって、利益確保を確実かつ大きくするためには勢力を拡大する必要性があり、そのために組織内統制を強化していくのであるが、それは社会における一般企業と組織の存立目的及び基本的戦略は同じであるとも言える。しかしながら決定的な違いは、その目的実現のための手段が違法であり、またその違法行為を恒常的、常態的に用いる点にあり、反社会的勢力とされる暴力団の違法性、特異性は極めて顕著で、市民社会、経済社会には到底受け入れがたい所以である。

②組織の特徴

暴力団の組織特性の最大の特徴は全てが経済的利益の追求、つまりは金が組織目的の全てであるという点にある。人とのつながり、組織維持においても権力の掌握、権益の取得も経済的利益の追求行為であり、暴力、腕力、喧嘩の強さも全て経済的利益を得るための手段である。暴力団は一方で金とは直接関係のない、いわば対極概念の義理、人情、任侠、極道にも精神的重きを置くが、これは現代においては金だけを行動理論の基準としていたのでは組織の運営、管理が立ち行かないがため、管理手法として用いているものである。暴力団は、人間的つながりを杯による血縁（実際の親戚関係ではない）に求める。威力を背景とした血縁関係を示すことによって不当な利益

を要求する暴力団が、邸宅や大きな看板を掲げた組事務所を構えるのにもそうした組織特性が影響している。

(3) 暴力団の企業攻撃様態

①暴力団の行動様式

実際に企業が攻撃を受けた際に暴力団の採ってきた手段並びに行動様式の特徴を探ってみる。暴力団が企業から経済的利益を挙げるためには、大別すると便宜供与などの要求によって自己の支払い等を免れる、あるいは少なくする、若しくは支払わないという「消極的」利益追求、また、取引関係の強要、自己に都合のよい条件での取引によって利益を上げるという「中庸」な手法、そして恐喝、詐欺行為等による「積極的」な利益獲得の三つに大別される。ここでいう「消極的」「積極的」とは、彼らの金銭的利益享受の際の彼らの意志や、手口の悪質性の強弱を意味するものではなく、あくまで積極的に相手から取るか、消極的に相手方に支払わないのかという利益獲得形態の違いを意味する。

暴力や恐怖心を背景にした犯罪行為、恐喝や詐欺によって利益を挙げることが企業攻撃による利益追求行動の基本であるが、暴力団がこれを実現するには自分たちが暴力団であることを相手が認識しないと意味がない。つまり、暴力を辞さない暴力団であることへの恐怖心を背景として行動を起こし、それによって相手から金をむしり取るためには、自己の正体を相手に正しく認識させ、その上で恐怖心を抱かせ、意のままに相手に要求を承諾させることが必要不可欠なのである。

②暴力団の公然性

暴力団は文字通りの暴力組織として、公然性の高い暴力、即ち、あからさまな言葉での脅迫や刃物を突きつけるなど直接的な攻撃を仕掛けてくる訳であるが、実際には暴力手段を用いない場合も多い。これは相手が暴力団であるということを認識していれば、恐怖心を勝手に抱き、自己の目的の実現に漕ぎ着けられるからである。これは暴力団の何たるかを、多くの人が社会通念的に認知しているということであり、これを近世・近代以降の日本社会において誰もが共通認識として持っていることが背景にある。

こうしてみると、暴力団は恐怖心と自分が暴力団であることを対外的にアピールする必要があり、この点で外からは非常に判別しやすい組織的宿命を負っていると言える。企業が暴力団に狙われるケースは様々であるが、企業防衛をするにあたり、相手が何者であるかが判りやすいということは、対処もしやすいということであって、暴力団の企業攻撃様態は比較的判別が付きやすいという特徴があり、この点の組織特性を十分に理解したうえで対処すべきである。

③企業攻撃の手法

暴力団組織が企業を狙う場合には、攻撃手法として最終的には暴力を背景とする。暴力団は、企業に対して経済的利益を便宜供与、取引き、犯罪行為で実現しようとするのだが、具体的には、資金提供や割引や料金棒引きなどの便宜供与、みかじめ料、ショバ代、用心棒代などの支払い要求や、物品購入などの契約や取引の強要、また恐喝や脅迫などの犯罪行為によって企業や個人に攻撃を仕掛け経済的利益をあげようと

する。逆に言えば、暴力団は金にならないことには手を出さない。思想性を持たない暴力団は、より経済的利益を追求するが故に、同じく経済的利益を合法的に追求している企業を狙うことは当然の帰結であるとも言える。

3. 暴力団をとりまく現状

(1) 暴力団の歴史と成り立ち

①暴力団の生い立ち

暴力団はどのような歴史を辿って現在に至ったのであろうか。評論家の宮崎学⁽²⁾氏の『ヤクザと日本』⁽³⁾によると、暴力団という呼称そのものは戦後マスコミによって名付けられたものであるが、その組織実態は江戸時代にまで遡り、歴史的にみるとその時代毎に社会との関わりにも変化が生じており、これは現代社会に至るまで同様である。暴力団員、いわゆる「やくざ」はもともと近世の博徒と的屋に端を発しているとされるが、博徒は常習的に賭博を行い、それにより生計を立てている者及び集団を指し「稼業人」あるいは「渡世人」とも称され、総長、親分、貸元等を総称する言葉である。親分は多数の子分を抱え、上下関係を維持する組織的つながりを持ち、縄張り⁽⁴⁾を有する。〇〇一家、〇〇組などと名乗り、縄張りの中で賭博を開帳し収益をあげる。一方、「^{てきや}的屋」は現在で言う露天商のことであり「^{やくし}香具師」とも呼ばれ、主に祭礼時の寺社境内や参道などで簡易な屋台を出して食品や玩具などを売る商人を指すが、その歴史は古く、物々交換の時代からあったとも言われている。的屋は祭事とともに移動し、定住店舗ではないため、もともとトラブルが絶えず、区割りなどの業界内秩序維持機能が必要であり、自然発生的に統率者が現れた。この秩序維持を行う上層部団体に暴力団化した組織があり、屋台はショバ代を上層部団体に上納するという形態が生まれた。

②職業集団としての暴力団

これら博徒や的屋のような近世「やくざ」組織は同業者組合、同職者寄り合い的性格を持ち、これは近代的労働組合の形態とは対照的な、言わば前近代的な同職・同業組合というべきものであり、これが「組」となって組織化され、近代「やくざ」・暴力団へ発展していった。歴史的に見て暴力団の組織的基礎を成した職業集団としては、他に労働力供給業や相撲・芸能興行が挙げられる。これは現代の暴力団組織にも当てはまることであるが、その構成員は社会の底辺から這い上がってきた男達が多いということであり、同時にそれは彼らが底辺労働を担ってきたことを意味する。

特に船頭や沖仲仕⁽⁵⁾などの従事者の多くは、貧困から逃れようと農村から新興の産業都市に職を求めて出てきた者が多く、最大の暴力団山口組の創設者、山口春吉⁽⁶⁾は沖仲仕として神戸に組を立ち上げ、これが現在の指定暴力団としては構成員数 20300 名⁽⁷⁾ という最大勢力を持つ山口組⁽⁸⁾ へと発展していく。

(2) 「近代やくざ」の特質と活動形態の変化

① 「近代やくざ」の特質

暴力団は反社会的組織として現代社会に対して反逆的組織性格を持ち、それは即ち反社会的勢力であると同時に、一方で社会に寄生するという二律背反した二重性格的特性を持つ組織である。これは組織発生の起源が労働社会及び祭事、娯楽に根ざしたものであり、一般社会から見てもとりわけ庶民にとって非常に身近な存在として発生、発展した点に大きな特徴がある。もともと暴力団は組織的な突然変異をきたして突如として暴力性を持つ反社会的勢力になったのではなく、本来の発生活動的にその暴力性を内包していたと見るべきである。そして、その暴力が統率や秩序維持の手段に使われ、更に次第に勢力化の手段にも用いられてきた。宮崎学氏によると、「近代やくざ」は以下の四つの特性を持つという。第一に「近代社会に新たに形成された最底辺層から這い上がってくる男たちによって形成された点」、第二に「同職組合・同業組合的性格をもつ団体から始まった点」、第三に「事業として労働力供給業を担った点」、第四に「相撲や芸能の興行と結びつくことで成長した点」の四つである。

「近代やくざ」、いわゆる現代の暴力団が同業者組合的機能を担ったことは前述したが、それと同時にその組織内に支配と搾取が胚胎し、手配師や中間搾取者を生み出してゆく。その支配や搾取の手段として用いられたのが暴力であり、鎬しのぎ、つまり経済的利益を増やすために縄張りを広げて抗争を繰り返した。縄張りが広がれば組織の経済基盤は拡大し、暴力団社会における権威と組織の安定性が増してゆく。そして抗争には暴力が用いられる。これが現在までの傘下組織としての二次団体、三次団体を擁し、縄張りを拡大し、鎬を削るという変わらぬ暴力団の姿である。

② 暴力団の経済社会進出態様の変化

「やくざ」という組織を職業としての観点から捉えるとどのようなことが言えるのか。「やくざ」はもともと遊び人の集団でも犯罪者集団でもなく、歴史的成立背景を見ると下層社会に生きる者たちが、生き抜くために結びついた団結のひとつの形であった。前述した山口組がそうであったように、もともとは労働力供給源であり、職業斡旋元であり、親分・親方の下に集まった下層労働者組織である。これが高度経済成長を経て基幹産業の底辺を支え、都市の近代化や生活水準の向上、それに伴う職域共同体の崩壊によって、職業共同社会型の「やくざ」は生き延びることが困難になってゆく。そして次第に活動基盤を地域共同社会から利益社会型の企業社会に基盤を移していくこととなるに至り、企業社会との係わり合いを強く持つようになった「やくざ」は、当然ながら企業から利益を挙げようとしはじめる。その背景に存在し、時に実際的手段となるのは暴力とそれを背景にした恐怖心であることは前に述べた。

暴力を手段及び背景とする組織であることの特異性はさておき、経済利益をあげるためには、暴力団といえども経済社会活動に参画しなければならない。いくら地域共同社会崩壊後の現代の「やくざ」集団であり、法律の埒外に確立された社会権力組織であったとしても、恐喝や脅迫、麻薬や売春といった違法行為だけで利益をあげることは不可能である。従って、暴力を背景にした組織の素顔をちらつかせながら、あるいは全くの一般市民や私企業を装った実質暴力団が経営する企業が取引を行うことで経済的利益を得ようとするようになるが、特に暴対法施行後は後者の傾向に拍車がか

かってきている。

(3) 暴力団勢力の現状と対企業犯罪の手口

①暴力団が浸透する業界

これまで見てきた暴力団の社会的形成過程における組織的特質を踏まえ、どのようにして組織の勢力拡大を図ってきたのかを考えると、法秩序の埒外で独自の権力構造の下に発展した暴力団といえども、組織並びにその活動範囲や生産性を拡大して利益の増大を図るといふ資本社会の原理に則って勢力を拡大していった側面があることは否めない。ただ、暴力団がその勢力を維持、拡大していくことが可能な、あるいは得意な業界というものがあつ、そこには強い特色が見て取れる。これがどのような業界であり、どのような形で経済利益をあげる構造になっているのかを把握することは、企業における暴力団排除実務において非常に重要な事柄である。

では、具体的にどのような業界に暴力団が浸透しているのだろうか。歴史的に見た「近代やくざ」の成立と発展形態から、産廃業者、解体業者、汚物処理業者、建設業者に深く浸透していることが窺える。これは前に触れた通り、下層社会をなす労働集約型産業の典型であり多くの労働力を必要とする業種であつて、換言すると多くの人間を養ふこと、食い扶持を与えることが可能な事業であつた。また、多くの利権が絡む業態でもあり、特に国家や地方自治体が戦後の混乱期に「やくざ」を社会秩序の維持に利用してきたこととも関係して、この社会構造に「やくざ」が巧みに入り込み、利益をあげる仕組みを作り上げていった。また、これらの業務に従事する場合に、特殊技能が必要なわけではなく、また流行り廃りや景気などの社会変動要素をあまり受けない社会の必須産業であり、これは現代から時代を遡つても普遍的なものであつて、これこそが歴史的時代の流れを脈々と受け継ぐ「やくざ」組織の組織基盤と経済基盤を支えてきたものである。

②興行・芸能界との関係

芸能プロダクション、大相撲などの興行にも深く入り込んでいるのが暴力団の特徴でもある。昨今、マスコミにも大きく取り上げられ芸能界や相撲界を揺るがせた暴力団との関係については、歴史的に芸能・興行に「やくざ」組織が深く関わりを持っていたことを背景とするだけでなく、古来「やくざ」組織の形態を未だに現代「やくざ」・暴力団が色濃く持つことの証左でもあると考えてよい。芸能興行というものは、もともと日本全国を渡り歩く、いわゆる渡世によって主催・催行されるものが極めて多く、古くから「やくざ」が渡世人とよばれることから、行動様式に共通点が多く、現代社会においても歌舞伎の興行然り、芸能人の全国コンサートツアー然り、大相撲も本場所は東京に限らず地方でも頻繁に開催され、全国巡業も活発に行われていることから明らかである。地方巡業を行う際に、地元の共同社会における縄張りの中で、会館や劇場、映画館に警備や用心棒として入っている地元の「やくざ」の親分に依頼するのが最も手っ取り早く、他の地方都市の交誼を結んでいる組の親分を紹介してもらうことで興行スケジュールが迅速かつ確実に固まっていくという構図が存在した。

日本最大の暴力団組織、山口組が労働力供給業と芸能興行という二つを財政基盤として全国的な巨大勢力として成長していったことはあまり知られていない。しかしな

がら、経済社会進出を図り、一般企業との接点が頻出する現代社会においては、暴力団組織がどのような業界において勢力を維持・拡大しているのかを知っておく意味は大きく、企業における暴力団排除においても、産廃業界や芸能界絡みの排除事案が多く発生していることに鑑み、極めて重要であることを指摘しておく。

③対企業犯罪の態様

暴力団は具体的にどのような犯罪行為をもって企業攻撃を仕掛けてくるのであろうか。暴対法第九条に規定される暴力的要求行為の禁止を参考に大きく分けると、金品要求行為の他、不当贈与要求、下請要求、用心棒・みかじめ料要求、債権取立要求、債務免除要求、貸付要求などなどがある。旧来の暴力団の典型的な資金獲得行為としては、人や組織の弱みに付け込んでの金品要求行為が挙げられる。法令を遵守し管理機能やチェック体制を強化して組織運営や企業経営にあたっていても、ミスや不祥事、偶発的なトラブルなどを原因とした公表されたくない事実が出てくるということは、個人、組織を問わずその可能性を否定することはできない。暴力団はこうした事実を嗅ぎ付け、暴力と威力ならびにそれに起因する恐怖心を背景に要求行為を行うのである。不当贈与要求行為は、政治団体や社会運動団体を標榜して寄付行為や図書購入を要求したり、下請け要求行為としては土木建築工事や解体工事、廃棄物処理等の請負工事への参入強要や関連資材購入などの高額取引に介入してくる。これらの行為は、先に「近代やくざ」の特質として述べた、やくざ組織の歴史的・社会的成立背景と決して無縁ではない。

用心棒代、みかじめ料は暴力団の縄張りと呼ぶ自己の勢力範囲内で営業を営む者から徴収するものである。主に自営業関係者や店舗業者が対象とされるとの認識が広まり、一般企業には無関係と思われがちであるが、警察庁が平成元年2月に実施した調査では暴力団の非合法活動による年間総収入の第三位を占めるとされ、企業体といえども支店や営業所、小売店舗が被害に遭遇する危険性を孕んでおり注意が必要である。債務免除要求行為はいわゆる「踏み倒し」であって、家賃や購入物品代金、公共料金や修理代などを、暴力団員であることによって与える暴力・威力・恐怖心を背景に支払いを免れる行為である。債務免除は、例えば外国製高級乗用車購入場面などで顕著であり、不当な債務免除によって手に入れるケースが多いという。自動車ディーラーに難癖をつけて代金を直接踏み倒す他、自動車ローン債務を他者に転嫁するなど、所有者からの無償の便宜供与で借り受けるなどの形態で乗り回しているという。

これらの不当要求行為は暴対法で禁止されているが、暴力団の典型的な手口であり、企業攻撃の様態類型として認識し、対応を考えておかねばならない事項である。特に、自分の組織がどのような業種業態で、攻撃様態のどの部分に該当しやすい環境にあるのか、どのような攻撃を受けやすい業種なのかを踏まえた対策を講じておくべきである。

4. 暴力団排除の必要性

(1) なぜ暴力団を排除する必要があるのか

①暴力団排除に対する社会的要請の高まり

これまでの暴力団との付き合い方は、事を荒立てず、地域に根差した地元のやくざとはうまくやっていくことが対応の要諦であるとされ、またそれを実践する企業や自治体も多かった。暴力や威力を背景にした恐怖心を相手に与えることで、実際には暴力や威力行使をせず、事を荒立てずに暴力団組織目的の実現を果たせることは、暴力団組織を増長させ組織や勢力拡大につながる結果となった。このような状況を放置し、抜本的対策を国や警察、地域社会や企業が長く執らなかったことは、暴力団の成立の歴史的・社会的背景からくる英雄視や憧憬の残影も理由のひとつと考えられるが、次第に暴力団組織の寡占化や勢力拡大によって資金獲得が容易になった結果、市民生活や企業活動へ多大な害悪を及ぼすのみならず、対立抗争の激化によって銃器使用犯罪が頻々と発生し、それに伴って罪のない市民に犠牲者が出るなどの事態を招くに至り、社会の暴力団排除の要請は一気に高まることとなった。

暴力団排除への社会的要請の高まりについては、法化社会の進展、コンプライアンス重視の観点からも、より一層の暴力団排除思想の徹底が企業や自治体に対する国民からの社会的要請として求められている。近年、社会問題となった相撲界の暴力団との関係は、相撲の興行はもとより力士が関与した野球賭博も元々は歴史的に相撲興行にやくざが深く関与していたことと無関係ではない。かねてより賭博行為によって収益をあげることはやくざの主な収入源であり、それにも深い歴史的背景が存在したことは暴力団の生い立ちでも述べた通りである。

暴力をはじめとする不法行為によって、経済的利益を得ようとする暴力的犯罪集団が市中に堂々と組事務所を構え、公然と活動を展開しているという事例は先進国では例がなく、暴力団の海外進出に伴い、近隣諸国への脅威もあって諸外国からの批判の声があがっており、国際社会における政治的・経済的に果たす役割の重要性に鑑み、国としてもかくの如き状況を放置することは国際的犯罪防止や治安・秩序維持の観点からも看過できない状況となっていたことが、暴対法制定の契機となった。このように、国際情勢も含んだ内外の社会的並びに法的環境や意識変革が著しく進展した結果、暴力団排除に対するこれまでにない高い社会的要請及び必要性が近年高まり続けている状況にあることは、企業のみならず国、自治体及びあらゆる組織、個人に至るまでより高いレベルで認識しておく必要がある。

②暴力団排除条例の施行

暴力団を排除し、資金源を絶つことを目的に利益供与や活動の助長につながる行為を事業者に禁ずる内容を柱とする暴力団排除条例が、昨年10月1日の東京都と沖縄県の施行をもって全都道府県で実施されることとなった。みかじめ料の支払いや暴力団員との会食や旅行などの交際が違法行為とされ、利益供与が認定された場合には勧告を経て、是正されない場合には企業名や氏名が公表されることがある⁽⁹⁾。暴対法の施行から20年近くが経過し、その間、金融や不動産、土木建築などの各分野で社会に紛

れて活動資金を得るケースが多いと言われる。また、タレントの島田紳助氏が組幹部との親密な関係が明らかにされ、これを理由に引退するなど暴力団と社会の関係を直す機運がこれまでになく高まっている。

企業サイドとしては、何を以って利益供与とされるかについての認識や、暴力団と知らずに取引をした場合の対応など、今後の課題も少なくない。警察や行政との連携を密にしつつ、相撲界や芸能界などと同様、暴力団との癒着や交際を指摘されることのないよう、経営トップの認識、社員教育、暴力団排除へ向けた各業界、企業ごとの準備と対応、実践が急務である。また、警察サイドにもこのように企業や市民に高いレベルでの暴力団との対峙を求めている以上、一般市民や民間企業をどうやって暴力団から守るのかについて、今後一層の万全策をとらなくてはならない。

5. 暴力団排除は危機管理そのもの

①排除にあたっての留意点

暴力団排除へ向けた取り組みが、他の組織危機管理と決定的に異なるのは、暴力団対策そのものが担当者に与える心理についてである。実際に暴排業務にあたる担当者は、業務遂行にあたり常に恐怖心や身の危険を感じており、これが非常に大きな心理的・身体的負担になっている。それは排除対象者や組織からの報復や嫌がらせを受ける可能性があることを意味するものであるが、それを防止するためには企業トップの理解及び警察との連携が不可欠である。企業が一体となって取り組み、必ず警察の指導と協力の下に行わないと失敗する可能性が高く、何より身体的、財産的に危害が及ぶ恐れがあり極めて危険である。企業が一体となって、警察や暴追センターなどの外部機関と連携することで、企業側の、特に最前線で任務にあたる担当者の危険性や心理的負担を低減することが可能となる。

同業他社や暴力追放センターなど地域との連携も重要である。また、万一に備え、民事介入暴力専門の弁護士によく相談しておく必要もある。併せて、組織内で同一、共通の対応を可能とするべく、トップや幹部との認識の共通化、社員の教育や訓練、防犯設備や映像音声記録装置の配備が重要となることも対応の要諦として挙げられる。警察との連携が重要であることは先に述べたが、仮に暴力団との接点を完全に排除できなくとも、これを継続することが重要であって、これはCSRの要諦でもある「社会にネガティブな影響を与えないようにする努力」を果たすことに他ならない。一度に完全かつ永遠に暴力団を排除できるわけではないからであるが、これは相手が本当に暴力団であるか否かの判断がつかないケースがあるということでもあるし、排除対象者の特定ができない（例えば、一般社会人と見分けのつきにくい堅気風のヤクザもいれば、暴力団員風の一般市民も居る）ということでもあって、物理的にも簡単には完全排除することは不可能であり、継続的取り組みが不可欠になる。

②地下組織化する暴力団

平成4年の暴力団対策法の施行後、こまでの代紋を背負って、肩で風を切って歩く暴力団員の姿が徐々に姿を変え、活動を水面下に潜らせ、暴力団がマフィア化したと

言われて久しい。姿を隠しての活動が顕著になったとはいえ、相変わらず抗争事件が勃発し、発砲事件などが頻々と発生している。CSRや危機管理の重要性が叫ばれる中、代表的な反社会的組織である暴力団は、その手口や活動様式を変えつつ、企業活動に入り込んでくる。暴力団排除条例が全国で施行された今日、暴力団は一層地下組織化を加速し、企業舎弟やフロント企業などを巧みに使い、その姿を隠しながらあらゆる機会を狙って資金稼ぎや勢力拡大のために違法行為、犯罪行為を仕掛けてくるであろう。組織が地下に潜りマフィア化してゆく暴力団の姿は、その暴力性を背景とした恐怖心から相手に要求を受け入れさせるといった基本構図を自ら崩していることを意味する。

不法行為によって経済的利益を確保することを目的とし、その目的実現のための違法な手段を恒常的、常態的に使うという暴力団の組織特性が、法規制により今後、封じ込められてゆくことになる。暴力団は相手に与える恐怖心を背景に利益を追求する組織であるが故に自らが暴力団であることを対外的に認識させることが必要であるが、こうした公然性の高さや外部判別しやすいという組織特性がどのように変質していくかの予想は予断を許さない状況にある。

6. おわりに

暴対法と暴力団排除条例の施行は極めて画期的であることは事実である。しかしながら一方で残った今後の課題も少なくない。暴対法を契機に暴力団がその公然性を徐々に失っていく中で施行された全都道府県の排除条例施行により、暴力団が今後どのような行動形態をとり、組織特性にどのような変化が生じるのかについて正確に見極めることは現時点ではかなり困難な状況にある。暴対法や暴排条例には自ずと限界があり、法律や条例だけでは暴力団犯罪根絶は不可能である。アメリカやイタリアのように仮に憲法の疑義を越えて結社罪を適用したとしても、海外において未だマフィアが壊滅でき得ていないという現実を鑑み、有効な策足り得るかの疑問もあり、法規制が今後目指すべき方向性は未だ定まっていないのが現実である。研究課題として、今後もし取り組まねばならないテーマであると考えている。

暴力団排除に限ったことではないが、リスクマネジメントあるいは危機的状況に陥った後のクライシスマネジメントには馴染みがなく、また経験はおろかその必要性すら未だ認識するに至っていない企業が多い。しかし、確実にその危険には日々業種を問わず晒されており、日頃から様々なリスクコントロール、リスクマネジメント、クライシスマネジメントの各局面において、暴力団対策の準備と実践の必要があるということ、暴力団排除条例が全国で施行された今、筆者はこの案件に関して身を危険に晒しつつ、暴力団排除の最前線立って実践指揮を執った者として改めて指摘し強調しておきたい。

■参考文献一覧（50音順）

『近代ヤクザ肯定論 — 山口組の90年』宮崎学（筑摩書房）2007.10

『警察白書平成20年版』警察庁（ぎょうせい）2008.8

- 『それでも企業不祥事が起こる理由』国廣正（日本経済新聞社）2010.8
 『注解暴力団対策法』日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会編（民事法研究会）1997.11
 『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR主義の実践』森原憲司（経済法令研究会）2009.6
 『暴力団壊滅論 - ヤクザ排除社会の行方』猪野健治・宮崎学（筑摩書房）2010.6
 『やくざ史略』大石隆司（静岡県企業防衛対策協議会）2002.1
 『ヤクザと日本』宮崎学（ちくま新書）2008.1

■註

- (1) 反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとの観点から、不当要求を行ったり企業そのものに乗っ取ろうとするなど、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であるとの認識の下、反社会的勢力による被害防止め、基本的理念や具体的対応策を取りまとめたもの。
- (2) 宮崎学（1945年10月25日～）は日本の評論家、ノンフィクション作家、小説家。京都府生まれ。京都伏見のやくざ寺村組の初代組長を父に、博徒の娘を母に持つ。父は貧しい農家の次男坊であり、大正の終わり頃に京都に出て解体屋になった後、戦後になって中島源之介の中島会（のちに中島連合会）と正式に関わりをもって盃をうけ、やくざの世界に加わったと氏は著書に記している。
- (3) 『ヤクザと日本—近代の無頼』宮崎学（2008年1月：ちくま新書）
- (4) 暴力団の縄張りについて、暴対法では「正当な権限がないのにも関わらず自己の権益の対象範囲として設定していると求められる区域」と定義している。
- (5) 港湾荷役に従事する労働者で、はしけと本船との間で荷物の揚げ下ろしをする。現在は差別用語とされ港湾労働者と表現されることが多い。
- (6) 山口春吉（やまぐちはるきち 1881年～1938年）日本の「やくざ」で初代山口組組長。兵庫県津名郡来馬村（現在の淡路市）出身。1910年頃まで淡路島の津名郡で漁師をしていたが、漁師業に見切りをつけ神戸港に労務者として移住。神戸市生田区にあった海運業・倉橋組や大嶋組で働いた後、1915年神戸で沖仲仕約50人を集めて、人夫供給を主業務とする山口組を創設。その後、浪曲興行にも進出し山口組の基盤を確立した。
- (7) 『警察白書平成22年版』警察庁編（ぎょうせい）
- (8) 指定暴力団では最大勢力を保つ。現在の正式名称は六代目山口組。組長は司忍（つかさしのぶ）、本名篠田建市（しのだけんいち）。本部は兵庫県神戸市。
- (9) 平成23年9月に、岡山県で指定暴力団の組事務所の内装工事を手がけた施工業者に勧告が出され、県ホームページと県公報で勧告内容が公表された。企業名は公表されなかったが、勧告内容の公表は全国で初めて。